

## 2 まちづくりの目標

### 1. 市川市都市計画マスタープラン

昭和 63 年 3 月（平成 6 年 12 月修正）に市川市基本構想に基づいて市川市都市基本計画を策定しました。その後、平成 4 年 6 月に都市計画法が改正され、「市町村の都市計画に関する基本的な方針（法第 18 条の 2）」が明確に規定されたことに伴い、本市では、将来の都市計画に関する基本方針として、平成 16 年 3 月に「市川市都市計画マスタープラン」を策定しました。

#### ●市川市都市計画マスタープラン（都市計画法第 18 条の 2）

平成 4 年 6 月に都市計画法の改正によって創設されたもので、市町村がその創意工夫の下に、住民の意見を反映させて、都市づくりの具体性ある都市ビジョンを確立し、都市計画に関する基本的な方針として、市町村の都市計画に関する基本的な方針を定めることになりました。

市川市都市計画マスタープランは、都市計画法第 18 条の 2 に基づいて策定したもので、市川市総合計画に掲げている将来都市像を具現化していくための都市計画分野における基本的な方針であるとともに、再開発、交通、防災、水や緑、景観等の部門別計画に対する総合的な指針となるものです。

策定から概ね 20 年後の平成 37 年を目標年次としています。

